妊娠期から出産に向けて 寄り添いサポートします!

中津川市

妊婦のための支援給付事業

妊娠期から子育で期まで一貫して身近な相談に応じ、必要な支援につなぐ安心安全な妊娠・出産を応援します。

必要な支援につなぐ「包括相談支援」を行うとともに、妊娠・出産時の「経済的支援」を一体として実施します。

支給金額

OI 回目給付



万円(妊娠の届出時にご案内します)

○2回目給付 胎児 | 人あたり



万円(赤ちゃん訪問時にご案内します)

※所得制限はありません

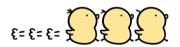
対象者

中津川市に住所のある

- | 回目給付 令和7年4月 | 日以降に妊娠の届出をした妊婦(流産又は死産を含む)
- ○2回目給付 令和7年4月 日以降に出産をした母親(流産又は死産を含む)

事業内容

詳細は裏面又はホームページへ





子育てポータルサイト『なかつっこ』

【問い合わせ】

こども家庭センター 健康福祉会館 | 階

☎0573-66-1111

【申請・支給について】 こども家庭課 内線 647、649 【相談・アンケートについて】 健康課 内線 626、657

事業内容

健康課・こども家庭課・子育て支援センターで妊娠期から子育て期をサポートします。

※各給付の申請は、保健師や助産師等との面談時にご案内します。

	産までの見しを一緒に	包括相談支援	経済的支援
105	てましょう 妊娠前期	【母子健康手帳交付(妊娠の届出)】 ・保健師と面談 ・おたずねに回答 ・「 妊婦支援給付金(回目)申請書兼請求 書」を提出	支援給付 (I回目) 妊婦 I 人 5 万円給付
	妊娠中期	【妊娠5·6か月頃】 ・アンケートに回答 ・保健師と面談、電話相談等 ※内容によっては保健師・栄養士から連絡することがありますので、ご了承ください。	からだの状態やお気持ちをお聞きし 産前産後の生活・サービス利用なと 一緒に考えましょう
	出産・産後	【赤ちゃん訪問等(~3か月頃)】 ・保健師等と面談 ・おたずねに回答 ・「 妊婦支援給付金(2回目)申請書兼請求 書」を提出	支援給付(2回目) 胎児 I 人 5 万円給付

Q&A

Q:転出した場合、どのように申請をしますか?

子育て家庭の からだとこころの健康 をサポートします

A:子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦支援給付認定後に中津川市外に転出した場合には中津川市の 妊婦支援給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再 度認定を受けていただく必要があります。

Q: 里帰り先で赤ちゃん訪問を受けました。この場合はどこで妊婦支援(2回目)給付の申請はできますか?

A:住民票のある中津川市で申請をしてください。

Q:申請後どれぐらいの期間で給付されますか?

A: I~2 か月後に振り込まれます。

『けんぱちくん』健康づくり推進キャラクター

